

令和8年度

いじめ防止基本方針

旭 北

知多市立旭北小学校

令和8年度 知多市立旭北小学校学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に成長できる学校づくりを進める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止の取組

- (ア) いじめをさせない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者ならびに地域、その他の関係諸機関との連携を図りつつ、共有すべき事項は共有して共通理解を深める。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、人権教育に関する資料を取り上げた授業を行う。人権週間の中で標語の募集や人権集会など様々な取り組みを実施する。
- (オ) 情報モラル教育に取り組み、児童がインターネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、インターネットの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

イ いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめ調査等
いじめを早期に発見するため、教育相談アンケートを年3回、5月と11月と2月に行う。
- (イ) いじめ相談体制
教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努めいじめ等について相談しやすい環境を整える。また、スクールカウンセラー等の専門家を活用する。

(2) いじめ防止等に関する組織

ア いじめ防止等の対策のための校内組織

- (ア) いじめ・不登校・虐待情報交換
いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応するため、職員会議後「いじめ・不登校等情報交換」会議を開催する。会議の構成員は、全職員とする。

(イ) いじめ・不登校・虐待対策委員会

教育相談でのいじめ等の問題について、事案を共有するとともに、その解決策を話し合うため、教育相談後「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を開催する。会議の構成員は全職員とする。

(ウ) いじめ・不登校・虐待小委員会

「いじめ・不登校・虐待情報交換」会議での重大事案について、実効的に解決するため組織を設置する。会議の構成員は以下の通りとする。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、関係担任・養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

イ 家庭・地域、関係諸機関と連携した組織

緊急な問題が発生した場合は、適切な処置をとるとともに「緊急いじめ防止等対策委員会」を開催し、速やかな対応を行う。「緊急いじめ防止等対策委員会」の構成員は原則として、以下のとおりとする。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、P T A会長、生活安全部長、知多警察署、各区長、コミュニティー会長

ウ いじめに対する措置

(ア) いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の処置を行う。

① 重大事態が発生した旨を、知多市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校の取組に対する検証・見直し

① いじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクル (Plan→Do→Check→Action) で見直し、実効性のあるものにする。

② いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価アンケートを基に検証し、次年度への見直しを行う。

(5) いじめ防止等に関する年間計画

月	職員・関係機関による取組	教科指導・学校行事等	保護者・地域連携	
4	「学校いじめ防止基本方針」の確認 「いじめ・不登校・虐待情報交換」会議	入学式 身体測定 児童集会 (1年生を迎える会ペア結成式)	P T A 総会	
5	「いじめ・不登校・虐待情報交換」会議	ペア活動 教育相談アンケート 教育相談	学校公開日	
6	「いじめ・不登校・虐待対策委員会」 「いじめ・不登校・虐待情報交換」会議	修学旅行 野外教育活動	各教科・特別の教科道徳での指導 情報モラル指導	
7				個人懇談会
8	「いじめ・不登校・虐待情報交換」会議			
9	「いじめ・不登校・虐待情報交換」会議	身体測定		
10	「いじめ・不登校・虐待情報交換」会議	教育相談アンケート 教育相談 校内運動会		学校公開日 コミュニティー運動会
11	「いじめ・不登校・虐待情報交換」会議 「いじめ・不登校・虐待対策委員会」			
12		人権週間 (全校による標語募集)		個人懇談会 学校評価アンケート
1	「いじめ・不登校・虐待情報交換」会議	身体測定 ペア活動 児童集会(感謝の会)		
2	「いじめ・不登校・虐待情報交換」会議	6年生を送る会 教育相談アンケート		学校公開日
3		卒業式		

※必要に応じて、「いじめ・不登校・虐待小委員会」または、「緊急いじめ防止対策委員会」を行う。